

2020.04.15

職員のみなさん

社会福祉法人 ●●●会

理事長 ●●●●

### 緊急事態宣言期間中の勤務について

新型コロナウイルスが猛威をふるうなか、保育所の社会的役割を深く理解し、日々奮闘されている職員のみなさんに心から敬意を表します。未だ感染終息の見通しはたっておらず、しばらくは今の状態が続くものと思われます。職員のみなさんにおいては、自分と家族、そして、保育園児をウイルスから守るために、引き続き衛生・健康管理を徹底していただくようお願いいたします。

さて、緊急事態宣言が発令されてから、登園する子どもが少なくなっており、職員のみなさんには早帰りや休業を相談しているところです。その場合の賃金保障について、●●●会の方針を決めましたので確認をお願いします。

#### 1. 対象期間

4月8日～5月6日

#### 2. 対象日

対象期間のなかの日祝日・指定休日を除く出勤日

#### 3. 対象職員

●●●会に勤務するすべての職員

#### 4. 賃金保障の要件

対象日のなかで、施設長の指示、または、職員からの申し出への施設長の承認があった場合

#### 5. 賃金

通常の賃金を支給

#### 6. 勤怠記録

勤務カードに記録（1日、または、0.5日）

《勤務カード》

休暇		欠勤	理由
年休	その他		
	1		緊急事態休暇
	0.5		緊急事態休暇